

2024

5

KAWASAKI

川崎南法人会だより



- 税に関する絵はがきコンクール・税の標語表彰式 …… 2
- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 …… 4
- 身近な法律相談 …… 5
- 定額減税令和6年6月スタート …… 6
- 自動ダイレクトが始まります …… 7
- 胆のう炎の警告サイン? …… 8
- 新しい仲間 PR コーナー …… 9
- 活動報告・法人会からのお知らせ …… 10
- 新入会員のご紹介・主要行事予定 …… 11

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索



<https://km-hojinkai.or.jp>

令和5年度 税に関する絵はがきコンクール 及び 税の標語 表彰式

毎年開催しています川崎南法人会主催の税に関する絵はがきコンクールと川崎南間税会主催の税の標語表彰式を合同で3月29日(金)川崎市産業振興会館に於いて行われました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に「税の大切さ」や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということをお小生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

また、「税の標語」は税の啓発・広報活動及び租税教育推進の一環として毎年実施しています。

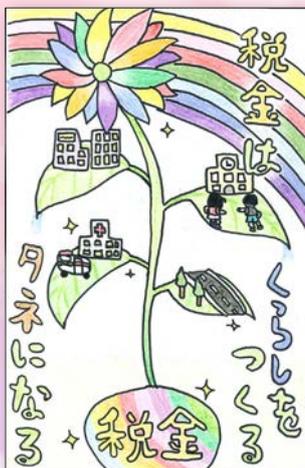
川崎区、幸区の小学6年生のみなさんからたくさんの応募があり、川崎南法人会会長賞、川崎南間税会会長賞、川崎南税務署長賞、川崎市長賞など作品が選ばれました。



川崎市立古市場小学校6年
飯田 梓 さん



川崎市立東大島小学校6年
稲坂 恵美 さん



川崎市立古市場小学校6年
大垣 百花 さん



川崎市立渡田小学校6年
呉 宇霏 さん



川崎市立古市場小学校6年
飯澤 里奈 さん



川崎市立旭町小学校6年
岩崎 明土 さん



川崎市立東大島小学校6年
鶴田 和香 さん



川崎市立東門前小学校6年
津田 輝月 さん



川崎市立戸手小学校6年
加藤 優那 さん



川崎市立東小倉小学校6年
尾形 紗英 さん



川崎市立渡田小学校6年
熊谷 綾乃 さん

税の標語 優秀作品

川中島小学校
金范朝人 殿

税金を
納めて守る
明るい未来

川崎南間税会会長賞

御幸小学校
神藤夏歩 殿

ぼくたちが
考えていく
未来の税

川崎南税務署長賞

川中島小学校
佐々木みのり 殿

税金は
社会をつくる
ドアのカギ

川崎市長賞

大師小学校
村越夏光 殿

税金は
笑顔と未来
守ってる

全国間税会総連合
入選

御幸小学校
上市与十夢 殿

税金で
未来をつくる
架け橋を

東京国税局間税会連合会
入選

古川小学校
万城目志帆 殿

ありがたい
福祉教育いろいろと
税金のパワー
生かされる

神奈川県間税会連合会
会長賞



今回、応募頂いた作品が3月26日～4月2日の間、川崎信用金庫本店1階ロビーに展示されました。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上である場合に適用できることとし、くるみやえるばし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

【その他】

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非常災害法上の特定非常災森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(改正前:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(改正前:3割)とする見直しが行われました。

身近な法律相談

弁護士 渡部 英明



近隣関係の法律に関して、最近民法が改正され、令和5年4月から施行されています。

①竹木の枝の切除などに関する規定、②隣地使用権に関する規定、③ライフラインの設備設置・使用に関する規定の新設がありました。今回は、①竹木の枝の切除などに関する規定について、見ていきましょう。

Q① 隣の土地に生えている木の枝が伸び放題となり、私の家のある土地にまで越境してきてしまって、落ち葉が沢山落ちたりして大変困っています。隣の人に伸びている枝を切ってもらうように請求をしましたが、全く応じてくれません。私自身がその枝を切ってしまうてもよいのでしょうか。

A① 民法が改正される前は、越境してきた木の枝により土地の利用を妨げられている土地の所有者は、枝の所有者に対して、枝の除去請求をして、枝を切ってもらわなければなりません。それでも枝の所有者が、枝を切ってくれなければ、枝の切除請求訴訟を起こして、請求認容判決を得て、強制執行手続きにより、枝の所有者の費用負担で第三者に切除させる（代替執行）方法により、枝の切除を行う必要がありました。これでは、迅速に枝の切除がされないため、枝の越境問題を早期に解決することが困難でした。

それが、今回の民法改正により、一定の要件のもとに、越境してきた木の枝により土地の利用を妨げられている土地の所有者は、訴訟手続きを経ることなく、自ら枝を切除できるようになりました。改正後の民法によれば、「竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき」は、「土地の所有者はその枝を切り取ることができる」と改正されたのです（民法233条3項1号）。

したがって、問題1について、枝を切ってもらうように隣の人に催告して、相当期間経過しても切らなかった場合は、自ら切り取ってもよいということになります。

なお、自ら枝を切り取った際に剪定費用などが生じた場合、その費用負担の問題が生じます。越境してきた木の枝により土地の利用を妨げた点について、不法行為が成立するものとして、別途、損害賠償請求をしていくことになりそうかと思われます。



Q② 隣の土地に生えている枝が伸び放題で越境して来て大変困っているのですが、隣の土地の所有者が分からず、所在も不明の場合、枝の除去請求ができません。その場合は、自らその枝を切ってしまうてもよいのでしょうか。

A② 今回の民法改正によれば、「竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき」は、「土地の所有者はその枝を切り取ることができる」と改正されました（民法233条3項2号）。

したがって、問題2については、催告をすることなく、自ら枝を切り取ってもよいということになります。

なお、今回の民法改正では、「急迫の事情があるとき」は、「土地の所有者はその枝を切り取ることができる」と改正されており（民法233条3項3号）、例えば、地震により破損した建物の修繕工事のため足場を組むために隣地から越境した枝を切り取る必要がある場合等は、自ら枝を切り取ってもよいということになります。

Q③ 親族で共有している土地に生えている木の枝が隣地まで伸びてしまい、隣の人から枝を切り取るように請求されています。共有者の一人と連絡がとれず、枝を切り取ることの同意が得られないのですが、自分が枝の共有者として、単独で枝を切り取ってしまうてもよいのでしょうか。

A③ 今回の民法改正により、「竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる」となりました（民法233条2項）。

したがって、他の共有者の同意がなくとも、越境した木の枝を単独で切り取ってもよいことになります。

定額減税 ▶ 令和6年6月 スタート!

留意事項

定額減税に関し、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に沿った国税の改正法案が成立しました。令和6年6月1月以後に支払う給与等から定額減税が始まりますので、国税庁HP掲載の動画を、ぜひご視聴下さい。

定額減税に係る源泉徴収事務（動画チャンネル）

定額減税の概要【2分50秒】

定額減税制度の概要について説明



月次減税の概要【16分38秒】

月次の減税事務について説明



年調減税の概要【7分54秒】

年末調整時の減税事務について説明



定額減税特設サイト・チャットボット【52秒】

定額減税特設サイト・チャットボット（ふたば）について説明



まずは、動画を見てみよう!

左記全編一括再生【28分52秒】



定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



給与支払者向け
所得税定額減税コールセンター

0570-02-4562

9:00~17:00(土日祝除く)
全国一律料金で利用できます。

税務署説明会の案内（令和6年4月～5月）

開催日	時間	定員	会場	住所
R6.4.25	13:00~14:00	50人	川崎南 税務署 5階 会議室	川崎市 川崎区 榎町 3番18番
	15:00~16:00	50人		
R6.5.8	10:00~11:00	50人		
	13:00~14:00	50人		
	15:00~16:00	50人		
R6.5.15	10:00~11:00	50人		
	13:00~14:00	50人		
	15:00~16:00	50人		
R6.5.22	10:00~11:00	50人		
	13:00~14:00	50人		
	15:00~16:00	50人		

説明会は
LINE 予約で

事前申込はこちら



国税庁 LINE
公式アカウント



ふたばちゃん

川崎南税務署【R6.4作成】

※ LINE は、LINE ヤフー株式会社の登録商標です



令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!自動ダイレクト
とは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

国税庁 HP
納税に関する総合案内

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続からスタート!
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出!
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

ダイレクト納付～事前準備から納付完了までの流れ～



右わき腹や背中への痛み

胆のう炎の警告サイン？



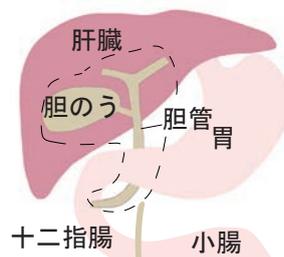
川崎幸病院 外科
肝胆膵外科部長

原 義明 (はら よしあき)



「胆のう」とは？

胆のうは、肝臓と十二指腸をつなぐ管の途中にあります。袋状になっている胆のうの中に、肝臓で作られた「胆汁」（脂肪を消化するために必要な液体）を溜めます。胃で消化された食物が十二指腸に届くと、この刺激で胆のうは収縮し、十二指腸に胆汁を送り出します。そして十二指腸は、胆汁をはじめ、消化を助けるさまざまなものを消化物に混ぜ合わせて、栄養を吸収する臓器・小腸に送る働きをします。



「胆のう炎」とは

「胆のう炎」とは、肝臓で作られた胆汁が貯まり、胆のうに炎症が生じた病態のことです。「急性胆のう炎」と「慢性胆のう炎」の2種類に大別されます。

胆のう内にできた結石が、出口である胆のう管に詰まることで胆汁がせき止められ、胆汁に細菌が感染して発症します。胆のう結石が原因のほとんどを占めますが、腫瘍、胆管の奇形、捻じれ、他の臓器による胆のう管の圧迫が原因となる場合もあります。



「胆のう炎」症状

✓ 右わき腹・みぞおち・背中への痛み ✓ 発熱 ✓ 黄疸 ✓ 嘔気・嘔吐 など

「胆のう炎」の治療法

一般的には、胆のうを切除する「胆のう摘出術」を行います。ご年齢や全身状態により、ドレナージ術^{*}という非手術治療が選択される場合もあります。ごく初期であれば抗生剤のみで軽快することもあります。

胆のうを摘出して胆汁は直接腸に流れるため、消化吸収には問題ありません。脂肪分が上手く腸に吸収されず下痢などを起こす方もいますが、徐々に改善していく場合がほとんどです。^{*}溜まった胆汁などを体の外に排泄させるために細い管（ドレナージチューブ）を挿入し治療する方法

胆石の発生を防ぐことが、胆のう炎の予防に大きく関係します。気になる症状がある場合は、専門医にご相談ください。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック

受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00 日 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00

原医師による
『胆のう炎』『胆石症』
『胆道がん～外科編～』
についての解説動画を公開中



株式会社 Kirei

代表取締役 川島 隆司

住所：〒210-0864 神奈川県川崎市川崎区藤崎4丁目16-8 エスペラント1F
 TEL：044-266-0342 URL：https://kirei-cleaning.com
 業種：クリーニング店 mail：kirei.cl@icloud.com



弊社ではcleaning shop Kirei 藤崎店での受付の他、個人宅様への訪問、マンションフロントコンシェルジュへの集配にも対応しております。各企業様の作業着・制服・白衣などの定期集配は割安にてお伺い致しますので、ぜひ一度お試しご利用いただければと思います。担当、川島宛にご連絡いただければ、定期集配お試し価格として、初回のみ半額にて配送させていただきます。(法人会PRコーナーからの旨お伝え下さい。) 配送区域は川崎市内・東京都内・横浜市内に対応しております。



新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

合同会社こまこと商店

代表社員 相馬亮

住所：〒210-0802 神奈川県川崎市川崎区大師駅前2-12-16-501 エグゼプリュート大師駅前
 TEL：080-1088-8459 mail：soma1171117+paracord@gmail.com
 URL：https://www.instagram.com/bond_link_by_paracord
 事業内容：ペット商品の販売、イベント出店、犬のリードや首輪の作成教室



【パラコードとは?】…「パラシュートコード」が正式名称です。パラシュートのキャノピーと人間を繋ぐ部分を繋ぐロープとして使用されていたため、丈夫で信頼性が高い!主に使用するコードは4mmコードで中芯が7本入ってます。素材がナイロンというのがポイントです!最小強度が約250kg。アメリカ・ヨーロッパ諸国から輸入した物を使用しています。このように日本パラコードクリエーター協会では安心安全なパラコード、金具もワンコ用を使用し首輪、リードの作成を義務付けられています。

毎週木金土でワークショップを開催してます。

- 開催場所
- ①ハーブティーカフェラン
川崎区中瀬2-15-11-3
 - ②ソレイユ (パティスリートープの2階)
川崎区大師河原2-5-3



救急救命講習会

2月14日

会場：
カルッツかわさき
講師：
川崎市消防防災指導公社



厚生委員会 健康セミナー

2月16日



会場：
川崎市教育文化会館
テーマ：
「気象の変化がもたらす健康リスク」
講師：
気象予報士
古市 信道 氏

ボウリング大会

3月15日

会場：
川崎グランドボウル



女性部会 活動報告

新年会

2月6日



会場：
サルバトーレ クオモ

女性部会年度末研修会

3月19日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ：
「税と国税（単身）」
講師：
川崎南税務署
鈴木 達也 副署長



青年部会 活動報告

青年部会連絡協議会セミナー

3月8日



会場：
吉池旅館
テーマ：
「超一流の会話力」
講師：
タレント
渡部 建 氏

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和6年2月1日～令和6年3月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
東2	(株) K i r e i	川島 隆 司	池上町7-17	クリーニング取次業	菊 三 建 設 (株)
東2	(有) ヤ マ ウ チ	山内 哲 也	観音2-18-7	運搬業	菊 三 建 設 (株)
東2	同 こ ま こ と 商 店	相馬 亮	大師駅前2-12-16-501	ペット商品の販売・教室	(株)原・山崎会計事務所
幸2	(有) 小 平 組	小平 健 一	神明町2-74-5	建設業	大同生命保険(株)
東1	(株) シ ン ク リ ー ン	金森 新太郎	旭町2-23-9-102	ハウスクリーニング	事 務 局
南1	(株) s u r p a s s i n g	松岡 弘 峰	渡田1-1-2	運送業	大同生命保険(株)
幸2	津波工業(株)	津波 優 太	戸手4-9-2-706	管工事	(株)マイルストーンジャパン
幸3	(有) 柳川管工事	柳川 健 二	古川町115	管工事	大同生命保険(株)
幸1	(一社)川崎市観光協会	斎藤 文 夫	堀川町66-20-8F	観光業	事 務 局
中央	P a n d r b o x 同	米持 幸 寿	駅前本町18-1-702	ITコンサルティング	京 浜 化 工 (株)

賛助会員	李 在 賢	A I G 損 害 保 険 (株)
賛助会員	吉 田 篤	菊 三 建 設 (株)
賛助会員	森 藤 公 洋	A I G 損 害 保 険 (株)

川崎南法人会 主要事業予定

令和6年5月

8日(水)

●第1回 広報委員会

会場：カルッツかわさき
時間：11:00～12:00

10日(金)

●源泉部会 研修会

テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

14日(火)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:15

15日(水)

●社員研修講座

テーマ：「ビジネススキル基礎講座」
講師：(株)SUGIコーポレーション
杉本 直鴻 氏
会場：カルッツかわさき
時間：13:00～16:00

16日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:30～16:30

23日(木)

●青年部会 報告会

会場：煌蘭
時間：17:30～18:30

30日(木)

●女性部会 役員会

会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～15:00

6月

3日(月)

●源泉部会 役員会

会場：川崎市産業振興会館
時間：15:00～16:00

●源泉部会 報告会

会場：川崎市産業振興会館
時間：16:00～17:00

6日(木)

●女性部会 報告会

会場：煌蘭
時間：16:00～17:00

7日(金)～10日間

●実務経理セミナー

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
越智 文裕 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

13日(木)

●第12回 通常総会及び記念講演会

会場：川崎日航ホテル
時間：記念講演会 14:30～16:00
通常総会 16:10～17:20

18日(火)

●日帰りバス研修旅行

場所：筑波宇宙センターとブルーベリー狩り



19日(水)

●源泉部会 研修会

講師：社会保険労務士 志田 淳 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

20日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

● 税務無料相談 ●

相 談 日

5月の相談日／7日(火)、14日(火)
6月の相談日／18日(火) } 午後1時～3時
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所 ☎044-276-8731
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

用慶金

借入金



DAIDO 大同生命保険株式会社

大同生命保険株式会社 新横浜支社 川崎南営業所
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5F
TEL:044-211-2191

AIG AIG損害保険株式会社

AIG損害保険株式会社 横浜支店
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル
TEL:045-277-3110